

文化芸術活動事業補助金見直し内容

資料1

【現行制度】 平成23年度からスタート

1 文化芸術のまちづくりと人材育成活動事業

項 目	内 容
内 容	まちづくりや人材育成につながる文化芸術活動を支援する。
補助対象経費	①報償費（講師への謝金等）、②旅費、③需用費（消耗品費、印刷代、光熱水費）、④役務費（郵送料、保険料等）、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費
補 助 率	補助対象経費の合計額の3分の2以内の額
限 度 額	ただし、50万円を限度とする
補助期間	最長3年度間
現状・課題	・申請団体数は、平成23年～28年度の期間で8件。 ・1団体当たりの助成額は、約62万円。ただし、宗像ユリックスを使用する団体は、限度額の50万円／年で申請し、助成額を大きく引き上げている。 ・民間団体ならではの創造性のある事業応募が少なかった。

2 地域伝統文化継承及び活用事業

項 目	内 容
内 容	地域伝統文化と認められるものを次世代へ継承し、また、まちづくりに活用するための活動を支援する。
補助対象経費	①報償費（講師への謝金等）、②旅費、③需用費（消耗品費、印刷代、光熱水費）、④役務費（郵送料、保険料等）、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費、⑧工事費、⑨設備費（備品購入費など）
補 助 率	補助対象経費の合計額の4分の3以内の額
限 度 額	ただし、50万円を限度とする
補助期間	最長3年度間
現状・課題	・申請団体数は、平成23年～28年度の期間で10件。 ・1団体当たりの助成額は、約95万円。 ・備品購入助成にとどまらず、後継者育成に資する仕組み付加についても検討する。

3 文化芸術の次世代育成活動事業

項 目	内 容
内 容	文化芸術の次世代を担う青少年などの育成に寄与すると認められる活動を支援する。
補助対象経費	①報償費（講師への謝金等）、②旅費、③需用費（消耗品費、印刷代、光熱水費）、④役務費（郵送料、保険料等）、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費
補 助 率	補助対象経費の合計額の4分の3以内の額
限 度 額	ただし、50万円を限度とする
補助期間	最長3年度間
現状・課題	・申請団体数は、平成23年～28年度の期間で3件。 ・1団体当たりの助成額は、約28万円。 ・「1 文化芸術のまちづくりと人材育成活動事業」と「3 文化芸術の次世代育成活動事業」の区分が分かり難い部分もあり、申請件数が3件と少なかった。

【新制度】 平成29年度からスタート

●基本方針

文化芸術のまちづくり10年ビジョンを推進するために、団体（市内・市外を問わず）の活動の場が市内とした『新たな創造性のある文化芸術事業』に対して補助する制度とする。事業終了後に評価を行い、特に効果があると認められる事業に対しては、「市主催事業」「市協働委託事業」又は「宗像ユリックス等の共催事業」として継続展開の可能性へ配慮する。
『地域伝統文化継承及び活用事業』については、従来の制度に後継者の育成という視点を加える。

●補助金の種類

事業区分	I 新たな創造性のある文化芸術事業	II 地域伝統文化継承及び活用事業
内容	宗像市内で行われる「新たな創造性のある文化芸術の取り組み」を支援する。	後継者の育成につながる「地域伝統文化を保存・活用・継承する取り組み」を支援する。
関連する重点プロジェクト	基本目標①[環境づくり] ・文化芸術活動と鑑賞機会の確保 ・文化芸術の体験機会の創出 基本目標②[活動支援] ・市民文化芸術活動の発表機会の充実 ・若手芸術家の育成支援 基本目標③[まちづくり] ・文化芸術の他分野への活用 ・市の魅力となる文化芸術の創出 ・国際交流を通じた文化芸術活動の促進	基本目標④[歴史文化資源の保存・活用・継承] ・文化財等の保存・活用・継承
対象団体	・市内外問わず ・3人以上で構成する公益的な団体 ※コミュニティ運営協議会及び市文化協会は、市から補助金・交付金の助成を受け、活動を行う団体のため申請不可。	・市内のみ
条件	・新たな創造性のある文化芸術の取り組みであること ・新規事業であること ・活動の場が市内であること ・団体などの運営に係る経費を含まないこと ・公益的であること（営利目的のために行う事業でないこと） ・宗教的活動や政治的活動を目的とするものでないこと ・申請団体が同一事業について市等から他の補助金などを受けていないこと	・後継者の育成を視野に入れた地域伝統文化の保存・活用・継承につながる取り組みであること